

湿布薬の医療保険給付存続を求める意見書

２０１６年に行われる診療報酬改定について、政府関係の審議会などで様々な議論がされている。２０１２年度、２０１４年度の診療報酬改定では、ビタミン剤とうがい薬が、それぞれ「単なる栄養補給目的のビタミン剤」「治療目的でないうがい薬のみの処方」を医療保険の対象外とされた。

こうした流れに加えて現在、一般市販薬と同じ医薬品を保険給付から除外することが議論されている。その中で、規制改革会議や経済財政諮問会議では、いわゆる「第一世代」の湿布薬（MS冷シップ等）について「医療保険の対象外」、「第二世代」の湿布薬（モーラステープ等）については処方量に上限を設けるべきとの提言が出されている。

厚労省によれば腰痛症の国民は２７００万人いると言われている。医師の診断を受けず、自己判断で一般市販薬の湿布を貼ることにより疾病が悪化し、却って重症化した例もある。湿布薬を医療保険給付から外すことは患者の「必要な医療を受ける権利」を侵害するものである。

政府の審議会などで、湿布の保険外しが提言されていることを踏まえて、摂津市議会は国に対し、以下のことを要望する。

記

- １ あらゆる湿布薬の保険はずしを行わないこと。
- ２ あらゆる湿布薬の保険給付に医学的理由のない制限（回数・量など）を設けないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月１８日

摂 津 市 議 会